

## 国内経済要録

### ◇信用組合に対する統一経理基準の実施

大蔵省では、かねてから信用組合に対しても統一経理基準の適用方を検討中であったが、銀行(42年9月期から実施)、相互銀行(同43年9月期)、信用金庫(同44年3月期)に統いて、信用組合に対しても45年3月期(信用組合は年度1回決算)から、銀行などと同様の基準<sup>(注)</sup>を制定実施することとした。なお、経過期間は原則として3年とするが、期間内の基準達成が困難な場合には5年とすることができる。

(注) 統一経理基準の主内容。

不動産償却……税法基準の160%

貸倒準備金繰入……期末貸出金等残高の  $\frac{18}{1,000}$

退職給与引当金……期末要支給額(年金を含む)の100%

### ◇メーカーの外貨保有を許可

政府は12月19日、商社外貨保有制度に基づく外貨保有枠の増枠を認めることとともに、海外に、商活動を主とする支店、現地法人を有するメーカーに対して、新たに外貨保有を認めることとした。

### ◇信用取引関係金利の引上げ

日本、大阪、中部の3証券金融会社は、12月16日、コール・レートの上昇に伴う資金調達コストの上昇に対処して、貸借取引関係金利を融資、貸株ともに日歩1厘引き上げた。これに追随して東京、大阪、名古屋の3証券取引所でも、信用取引関係金利につき即日同様の措置を実施(引上げ後、貸借取引融資日歩2.4銭、信用取引買方日歩2.6銭、売方日歩1.4銭)。

### ◇株式の信用取引規制の実施

最近の株式市場における一部銘柄の投機的傾向に対処

して、下記のような信用取引規制が12月2日から実施された。

対象銘柄*	規制内容
東証19銘柄	信用取引委託保証金率の引上げ(30→50%)。貸借取引についても20%の増し担保を徴求。
大証11〃	
名証5〃	

\* 対象銘柄は重複分を除き計20銘柄。

なお、この結果、11月13日実施(44年12月号「要録」参照)の17銘柄と合わせ、規制対象銘柄は37銘柄となつた。

### ◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

買取手形期間	変更前	11月22日以降	11月24日以降	12月1日以降	12月12日以降	12月19日以降	12月20日以降
60日以内	%	%	%	%	%	%	%
61日以上	7.875	8.0	8.25	8.125	8.25	8.25	8.375

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーナンス金利(3ヶ月もの、4ヶ月ものとも)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	11月24日以降	11月25日以降	12月2日以降	12月13日以降	12月20日以降
信用状つき	%	%	%	%	%	%
10.875	11.0	11.25	11.125	11.25	11.25	11.375
信用状なし	11.125	11.25	11.50	11.375	11.50	11.625